■ 公共建築物整備基準導入フロー

公共建築物（住宅を除く）の設計

基本設計	地域、障がい者団体の意向把握や関係所管事前調査の上、当基準の方針を踏まえた設計
実施設計	関係所管等事前相談の上、当基準の技術的事項等を踏まえた設計

公共施設等整備基準と公共建築物整備基準との関連部分

公共建築物整備基準チェックリスト等作成（区は、工事担当課長に報告し決裁）

【ユニバーサルデザイン】　「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」及び「新築・改築時の評価」（小規模な増築や改修は「増築時等の評価」）に記載する。

【安全・安心】「施設の安全･安心に関する計画書」に記載する。

【環境（地球温暖化対策）】　区基準を満たしていることが確認できる資料を作成し、「足立区省エネルギー対策基本仕様」に記載する。

【景観】「景観形成誘導基準チェックリスト」と「色彩等計　画書」に記載する。（設計で外壁色彩を決定しておくことが望ましい。決まっていない場　合は「色彩検討会において基準の範囲内で決定予定」等記載する。）

【みどり】　植栽計画図等を利用し計画の概要を作成

※　小規模部分改修の場合は、該当項目のみ作成する。

公共施設等整備基準事前協議申請書作成

整備計画概要書には、公共建築物整備基準のチェックリスト等を添付し、「別添チェックリストのとおり計画し基準を遵守した」等と記載して提出する。改修の場合は、最大限配慮した内容を記載する。基本要求図面及び雨水流出抑制等の計画は、別途図面や計算書を添付する。
（都市計画課要確認）

計画通知手続き

バリアフリー法･建築物省エネ法・緑化等各種届出

工事発注・契約・着手

景観等届出

工事完了

各種完了届・検査等

工事完了

施工後に「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」の施工欄に記載するとともに、障がい者団体等の確認を受ける。

経年調査時に「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」の管理運営欄に記載し意見や要望を聞く。（利用者や管理者等の意見を反映させた基準にスパイラルアップしていく）